

〔平成16年5月26日
制 定〕
最近改正 令和6年12月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における受託研究員の受入れについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において受託研究員とは、民間会社等の現職技術者又は研究者であって、機構において研究の指導を受ける者をいう。

(資格)

第3条 受託研究員として受け入れる者は、大学院に入学することのできる者又はこれらに準ずる学力があると機構長が認めた者とする。

(受託研究員の申請)

第4条 受託研究員を委託しようとする民間会社等（以下「委託者」という。）は、次に掲げる事項を明記して機構長に受託研究員の申請書を提出する。

- 一 氏名，性別及び年齢
- 二 最終学歴，学部，学科及び卒業年月日
- 三 会社等の所属部課及び職名
- 四 委託を希望する理由
- 五 研究課題
- 六 研究期間
- 七 研究計画の概要
- 八 従来の研究業績の概要
- 九 委託を希望する研究系（研究部門名）
- 十 希望する研究教育職員
- 十一 前各号に掲げるもののほか参考となる事項

(決定)

第5条 前条の申請書の提出があったときは、機構長は受入れの可否を決定する。

(研究期間)

第6条 受託研究員の研究期間は1年以内とし、受入れが許可された日の属する事業年度を超えることができない。ただし、機構長は、研究の継続の必要があると認めるときは、次年度以降も受入れを許可することができる。

(研究料)

第7条 委託者は、受託研究員の受入れを許可されたときは、別表に定める研究料の範囲で研究所又はデータサイエンス共同利用基盤施設が決定した額を機構長の発する請求書により支払わなければならない。

- 2 研究料に関し、条件等を定める必要がある場合は、研究所又はデータサイエンス共同利用基盤施設において別に定める。
- 3 委託者は、前項に掲げる研究料に係る消費税相当分についても別途負担する。
- 4 研究料を所定の期間内に支払わないときは、受入れの許可を取り消すものとする。
- 5 機構に支払われた研究料は、返還しない。

(証明書の交付)

第8条 機構長は、受託研究員が所定の研究を終了したときは、申出によりその研究事項についての証明書を交付することができる。

(発明等)

第9条 受託研究員が、研究に従事した結果、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる創作及び育成者権の対象となる育成等を得た場合には、情報・システム研究機構職務発明等規程に照らして決定する。

(秘密の保持)

第10条 受託研究員は、既に公知である情報又は正当な理由により責任を免除される場合を除き、受託研究員の職務に従事して知り得た一切の情報を秘密として扱い他に開示してはならず、秘密保持の義務を負う。

(雑則)

第11条 この規程で定めるもののほか、受託研究員の受入れに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月12日から施行する。

別表（第7条関係）

種類	研究期間	研究料
長期	6か月を超えて1年以内	516,000円～1,032,000円
中期	3か月を超えて6か月以内	258,000円～516,000円
短期	3か月以内	129,000円～258,000円